

# 国土交通省直轄の事業促進 PPP に関する ガイドラインの一部改正について

国土交通省 大臣官房 技術調査課 建設技術調整室 課長補佐 **とくみつ ゆう**  
**徳光 優**

## 1. はじめに

近年、国土交通省直轄の大規模災害復旧・復興事業、大規模事業等において、調査・設計等の事業の上流段階から官民の技術者が一体となって、効率的な事業マネジメントを行う「国土交通省直轄の事業促進 PPP」（以下、「事業促進 PPP」という）の導入が進んでいる。

事業促進 PPP は、直轄職員が柱となって、官民がパートナーシップを組み、官民双方の技術者が有する多様な知識・豊富な経験を融合させながら、効率的なマネジメントを行うことにより、事業の促進を図ることを第一の目的としている。

平成 23 年 3 月に発生した東北地方太平洋沖地震の後、総延長約 380 km にも及ぶ三陸沿岸道路等の復興道路事業を円滑かつスピーディに実施するため、平成 24 年度から東北地方整備局で事業促進 PPP を導入しており、管理技術者、主任技術者（事業管理、調査・設計、用地、施工の各専門家）、担当技術者からなる民間技術者チームと、事務所チーム（監督官、係長、係員）が一体となった体制を構築している（図-1）。

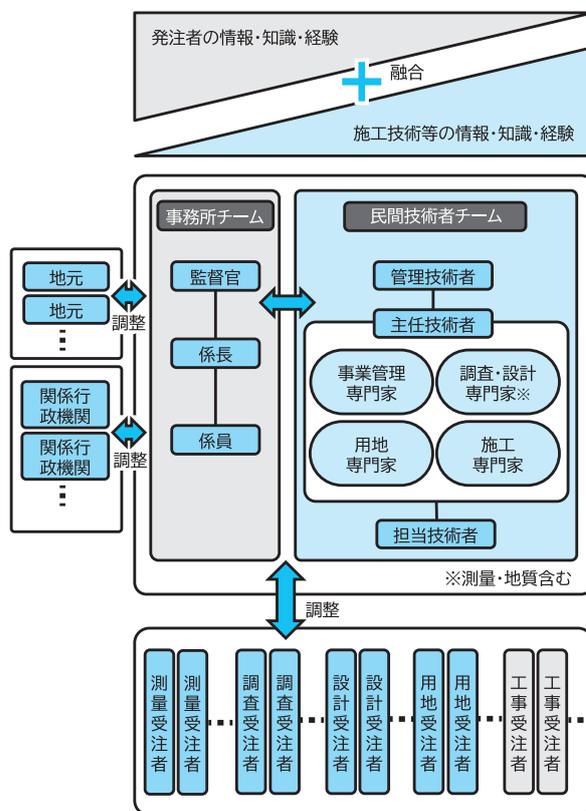


図-1 事業促進 PPP の体制と特徴

### ■事業促進 PPP の概要

- ① 適用事業
  - 1) 大規模災害復旧・復興事業（災害時）
  - 2) 平常時の大規模事業（平常時）等
- ② 業務内容
  - 1) 事業全体計画の整理
  - 2) 測量・調査・設計業務等の指導・調整等
  - 3) 地元及び関係行政機関等との協議

- 4) 事業管理等
  - 5) 施工管理等
  - 6) BIM/CIM（統合モデル）活用支援
- ③ 特徴
- 1) 直轄職員が柱となる
  - 2) 官民の知識・経験の融合により事業を推進
  - 3) 予算管理，契約，最終判断・指示は発注者の権限

## 2. 事業促進 PPP ガイドライン改正のニーズ

「国土交通省直轄の事業促進 PPP に関するガイドライン」（以下、「事業促進 PPP ガイドライン」という）は、事業促進 PPP を導入する際に参考となる実施方法，業務内容，仕様書の記載例等を示したものであり，大規模災害発生後の復旧・復興事業，大規模事業等において，事業促進 PPP を必要なときに速やかに導入するために，平成 31 年 3 月に策定（令和 3 年 3 月に一部改正）したものである。

一方で，事業促進 PPP ガイドラインが策定されてから数年が経過し，事業促進 PPP の更なる活用に向けた柔軟性の向上（様々な事業段階での活用）や，配置技術者に求められるマネジメント能力の明確化などの改正が求められていた。

### ■受発注者の主な意見（ニーズ）

- ・ 様々な事業段階での事業促進 PPP の活用
- ・ 維持管理における事業促進 PPP の活用
- ・ 配置技術者に求めるマネジメント能力の明確化

## 3. 事業促進 PPP ガイドライン（令和 6 年 4 月）の主な改正内容

本章では，受発注者による事業促進 PPP の改正ニーズを踏まえて，令和 6 年 4 月に一部改正を実施した事業促進 PPP ガイドラインについて，主な改正内容である 3 つを紹介する。

### ■ 主な改正内容

- ① 事業促進 PPP に新たなタイプ「事業段階選択型」を設定
- ② 配置技術者に求められる能力例を明示
- ③ 調査職員に求められる行動例を明示

#### 改正①：新たなタイプ「事業段階選択型」の設定

これまでの事業促進 PPP ガイドラインにおいては、「調査・設計・用地・施工の事業段階全体に導入するタイプ（総合型）」により事業促進 PPP の活用を図ってきた。また，近年では，維持管理段階において点検・診断や補修工事等の業務量が増大しており，より効率的な業務推進が必要である。

今回の改定では，新たに「調査・設計・用地・施工・維持管理のうち複数，又は単独の段階に導入するタイプ（事業段階選択型）」を設定することで，事業促進 PPP を活用する事業の内容に応じて，「総合型」又は「事業段階選択型」の 2 タイプいずれかを選択できるよう改定を行っている（表-1）。

表-1 事業促進 PPP のタイプ別適用段階

タイプ	概要	適用する段階				
		調査	設計	用地	施工	管理
総合型	調査，設計，用地，施工のうち，全ての段階に適用	○	○	○	○	
事業段階選択型	調査，設計，用地，施工，管理のうち，複数，又は単独の段階に適用	複数，又は，単独の段階に適用				

これにより，各事業段階における複数選択，又は単独での選択が可能となり，事業の内容や課題に応じて，多様なニーズに対応した柔軟な活用が可能となる。

なお，「事業段階選択型」においては，管理技術者と主任技術者，又は管理技術者と担当技術者の 2 階層により構成することを基本とし，管理技術者に必要な専門分野を設定する（表-2）。

表－2 事業促進 PPP の区分別体制

区分		体制		
		管理技術者	主任技術者	担当技術者
災害時	総合型	○	○	○
	事業段階 選択型	○	○	—
平常時	総合型	○	○	○
	事業段階 選択型	○	○	—

改正②：配置技術者に求められる能力例を明示

事業促進 PPP は、1) 事業全体計画の整理、2) 測量・調査・設計業務等の指導・調整、3) 地元及び関係行政機関との協議、4) 事業管理、5) 施工管理、6) BIM/CIM（統合モデル）活用支援等のマネジメント業務を、直轄職員が柱となり、官民双方の技術者が有する多様な情報・知識・豊富

表－3 事業促進 PPP（総合型）の配置技術者に求められる能力の例

管理技術者	主任技術者	担当技術者
<ul style="list-style-type: none"> <li>■事業全体の俯瞰                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業全体計画を俯瞰し、個々の業務・工事の目的や内容を理解し、主任・担当技術者が的確に業務を行えるよう指導する</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■事業全体の流れの把握                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業全体の流れ、個々の業務・工事の目的や内容を理解し、管理技術者の指導を踏まえ、的確に業務を行う、又は、担当技術者を指導する</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■目的に応じた遂行                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・管理・主任技術者の指導を踏まえ、目的に応じて、的確に業務を行う</li> </ul> </li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>■必要な手続等の理解                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・業務遂行にあたり、必要な行政手続協議等の流れ、目的、内容を理解し主任・担当技術者を指導する</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■必要な手続等の理解・遂行                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・管理技術者の指導を踏まえ、必要な手続、協議の目的や内容を理解し、的確に手続、協議等を行う、又は、担当技術者を指導する</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■必要な手続等の遂行                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・管理・主任技術者の指導を踏まえ、的確に手続、協議等を行う</li> </ul> </li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>■信頼関係の構築                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業の関係者を想定し、関係者と信頼関係を構築しながら行動するとともに、主任・担当技術者を指導する</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■信頼関係の構築                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・管理技術者の指導を踏まえ、事業の関係者と信頼関係を構築できるように業務を行うとともに、担当技術者を指導する</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■協調的な行動                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・管理・主任技術者の指導を踏まえ、事業の関係者と信頼関係を構築できるように、協調的に行動する</li> </ul> </li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>■柔軟性のある行動                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・基準やマニュアルだけでは解決できない関係者の意見を聞きながら、計画へ反映できるよう、柔軟に行動するとともに、主任・担当技術者を指導する</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■柔軟性のある行動                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・管理技術者の指導を踏まえ、基準やマニュアルだけでは解決できない関係者の意見を聞きながら、柔軟に計画に反映するとともに、担当技術者を指導する</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■協調的な行動                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・管理・主任技術者の指導を踏まえ、関係者の意見が計画に反映されるよう、協調的に行動する</li> </ul> </li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>■様々なシナリオの想定                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業の合意形成、期間、コスト等に関する不確定要素を想定し、様々なシナリオを想定した対応策を検討できるよう、主任・担当技術者を指導する</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■不確定要素への対応策の検討                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・管理技術者の指導を踏まえ、様々な事業の合意形成、期間、コスト等の不確定要素への対応策を検討するとともに、担当技術者を指導する</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■対応策の検討補助                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・管理・主任技術者の指導を踏まえ、様々な事業の合意形成、費用等の不確定要素への対応策の検討を補助する</li> </ul> </li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>■迅速な状況把握                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・机上の情報に限らず、関係者からの情報、現地確認結果等を踏まえ、多面的に検討するとともに、必要な協議、現地確認にあたり、主任・担当技術者を指導する</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■迅速な状況把握・現地確認                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・管理技術者の指導を踏まえ、机上の情報に限らず、関係者からの情報収集、現地確認等を迅速かつ的確に行う</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■迅速な現地確認                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・管理・主任技術者の指導を踏まえ、机上の情報に限らず、現地確認等を迅速かつ的確に行う</li> </ul> </li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>■主体的な考案                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業が円滑に進むよう、アイデアを出しながら、主任・担当技術者を指導する</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■専門的見地からの考案                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・管理技術者の指導を踏まえ、事業が円滑に進むよう、専門的見地からアイデアを出し、実行する</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■立場を踏まえた考案                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・管理・主任技術者の指導を踏まえ、事業が円滑に進むよう、担当の立場でできることを考案し実行する</li> </ul> </li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>■的確な報告・連絡・相談                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・調査職員への報告・連絡・相談の時期、内容が適切である</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■的確な報告・連絡・相談                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・管理技術者への報告・連絡・相談の時期、内容が適切である</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■的確な報告・連絡・相談                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・管理技術者への報告・連絡・相談の時期、内容が適切である</li> </ul> </li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>■見解の一致                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・地元・関係機関への説明等において発注者との見解が一致する。主任・担当技術者に対しても、同様の行動がとられるよう指導する</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■見解の一致                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・管理技術者の指導を踏まえ、地元・関係機関への説明、業務受注者への指導・助言等において、発注者との見解が一致する</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■見解の一致                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・管理・主任技術者の指導を踏まえ、地元・関係機関への説明、業務受注者への指導・助言等において、発注者との見解が一致する</li> </ul> </li> </ul>

な経験を融合させながら実施するものであり、一般的な調査・設計業務とは受注者に求められる役割が異なる。

そのため、事業促進 PPP の実施体制の構築にあたっては、事業促進 PPP で必要となる受注者の役割が適切に理解されるとともに、前述 1)～6) の業務を実行できるマネジメント能力を有する技術者の確保や育成が重要となる。

そこで、事業促進 PPP の受発注者に対するヒアリング等を踏まえ、事業促進 PPP における受注者の選定や、業務遂行等にあたっての参考となるよう、管理技術者・主任技術者・担当技術者に求められる能力について、配置技術者に求められる能力例(表-3)として整理を行ったものである。

**改正③：調査職員に求められる行動例を明示**

発注者側の調査職員においては、直轄職員が柱となり、官民双方の技術者が有する情報・知識・経験を融合させながら実施する事業促進 PPP の特徴を理解し、調査職員に求められる行動がとられることが重要となる。

そこで、改正②と同様に、事業促進 PPP の受発注者へのヒアリング等を踏まえ、調査職員に求められる行動例(表-4)として整理を行ったものである。

**4. おわりに**

今回、新たに「事業段階選択型」を設定したことで、これまで以上に柔軟で幅広い事業促進 PPP の活用が図られることを期待する。併せて、配置技術者に求められる能力の記載の充実により、配置技術者の選定、業務遂行、評価において参考とされ、かつ必要となる能力等に関する理解が進み、事業促進 PPP の担い手の確保、育成に寄与することを期待している。

今後も、事業促進 PPP の有効な活用が図られるよう、当該ガイドラインの活用状況を踏まえ、必要に応じて更なる充実と改善を図ってまいりたい。

表-4 事業促進 PPP において調査職員に求められる行動の例

課題を生じやすい行動	期待される行動
<ul style="list-style-type: none"> <li>・受注者と対峙する</li> <li>・全面的に受注者に任せる</li> <li>・受注者への責任追求等が多く、風通しよく話し合い、受注者の知識・経験・能力を活かしやすい環境になりづらい</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・受注者とパートナーシップを組む</li> <li>・受発注者が一体となって取り組む</li> <li>・風通しよく言いたいことを言い合える環境を作り、受注者の知識・経験・能力を引き出す</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・発注者は調達する立場であり、スキルアップは受注者がすることと考える</li> <li>・発注者は調達する立場と考え、受注者に任せがちとなり、判断が遅れる</li> <li>・受注者にコントロールできない事項の存在や、発注者責任の重要性に対する認識が不足</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・受注者の知識・経験から自らも学び、スキルアップする</li> <li>・調査職員が柱となり、風通しよく情報交換しながら、速やかに判断する</li> <li>・受発注者双方の情報・知識・経験を融合しながら、事業促進へのアイデアを出す</li> </ul>